

千葉県報

定例
令和8年8月18日

主要目次

○ 人事委員会規則	
○ 職員の退職手当に関する条例第十八条第三項等の規定による意見陳述の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則	一
告示	
○ 土地改良区定款の変更認可	一
○ 患畜の発生	一
公告	
○ 土地改良区役員の退任	二
○ 土地改良区役員の退任及び就任（四件）	二
○ 特定調達公告	
○ 入札公告	四

人事委員会規則

職員の退職手当に関する条例第十八条第三項等の規定による意見陳述の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年八月十八日

千葉県人事委員会委員長 小倉 純夫

千葉県人事委員会規則第二十五号

職員の退職手当に関する条例第十八条第三項等の規定による意見陳述の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例第十八条第三項等の規定による意見陳述の機会の付与に関する規則（平成二十一年千葉県人事委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「人事委員会の事務所の掲示場に掲示する」を「公示する」に改める。
第八条中「第七条第二項」を「前条第二項」に、「を人事委員会の事務所の掲示場に掲示する」を「（以下「公示事項」という。）を公示する」に改め、同条後段を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定による公示は、公示事項を人事委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（人事委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を

備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を人事委員会の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を人事委員会に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から二週間を経過したときに、同項の通知が当該通知を受けるべき者に到達したものとみなす。

一 人事委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二 インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。ただし、第八条の改正規定（「第七条第二項」を「前条第二項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。（経過措置）

2 改正後の職員の退職手当に関する条例第十八条第三項等の規定による意見陳述の機会の付与に関する規則第八条の規定は、この規則の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

（千葉県人事委員会事務局事務決裁規程の一部改正）

3 千葉県人事委員会事務局事務決裁規程（昭和三十二年千葉県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表給与課の項事務局専決事項の欄第八号ホ中「第八条」を「第八条第一項」に改める。

告

示

千葉県告示第四百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、香取市小見川第一土地改良区の定款の変更を令和八年八月十日付けで認可した。

令和八年八月十八日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第四百三十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり患畜の発生の届出があった。

二 退任監事 南房総市丸本郷一、一六八番地 〃 西原九二二番地 〃 一六一番地一 就任理事 南房総市石堂一番地 〃 一二番地三 〃 珠師ヶ谷五十一番地 〃 一、三五三番地二 〃 石神九一番地一 〃 八八番地一 〃 丸本郷一、二九八番地 〃 一、二九九番地 〃 西原九二八番地一 〃 九二二番地 〃 六三二番地 〃 岩糸二、六五七番地三 〃 西原一七二番地 〃 一、〇〇三番地 〃 珠師ヶ谷一八七番地 就任監事 南房総市石神七八番地 〃 西原六二八番地 〃 五六四番地三	加瀬 貴裕 福原 宣之 殿岡 崇浩 石堂 健司 御子神 秀一 大川 和一夫 薦岡 良也 平井 忠男 平井 良明 牧野 志津江 川上 誠 加瀬 正巳 福原 宣之 吉野 達也 庄司 義之 丸池 栄淳 小池 康夫 戸田 康夫 鈴木 秀之 鈴木 貞雄 齊藤 貞雄 粕谷 浩満	土地改良区役員の退任及び就任 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、国府第 二土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があつた。 令和八年八月十八日	退任理事 南房総市谷向九〇二番地 〃 九九九番地 松戸市八ヶ崎六丁目二一番地の三二 南房総市谷向四四九番地四 〃 四七七番地	山 口 裕 平 柳 勇 山 口 繁美 石 井 清 石 井 道代	千葉県知事 熊谷 俊人
四 就任監事 南房総市谷向二一九番地 〃 七〇番地一	谷 口 重雄 小 藤 伸一 根 方 健安 見 月 仁一 安 西 秀夫 森 川 廣男 多 田 忠男 鱸 敏美 神 作 一雄	土地改良区役員の退任及び就任 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、南房総 市和田町柴土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があつた。 令和八年八月十八日	退任理事 南房総市和田町柴二一三番地一 〃 二一八番地 〃 五四一番地三	山 口 昌宏 片 岡 憲治 緒 形 宏彰	千葉県知事 熊谷 俊人
三 就任理事 南房総市海老敷三九〇番地 〃 七六六番地 〃 谷向四四三番地 〃 四四七番地 〃 九六八番地一 〃 一、〇〇三番地一 〃 川田七番地二 〃 一二六番地 〃 大学口二〇四番地 〃 二〇三番地 〃 谷向三二〇番地五 〃 八三五番地五 就任監事	大 串 大慈 角 田 克則 嶋 山 恒雄 平 柳 澄江 平 柳 昇 平 柳 和雄 鈴 木 民也 見 月 正博 福 原 進 福 原 好太郎 鈴木 廣雄 鈴木 勝治 鱸 敏美 神 作 一雄	土地改良区役員の退任及び就任 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、南房総 市和田町柴土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があつた。 令和八年八月十八日	退任理事 南房総市和田町柴二一三番地一 〃 二一八番地 〃 五四一番地三	山 口 昌宏 片 岡 憲治 緒 形 宏彰	千葉県知事 熊谷 俊人

